

建設業の事業主の皆様へ

「事務所等労災」にも加入しましょう！

○現場従事者に適用される労災保険は2種類あります

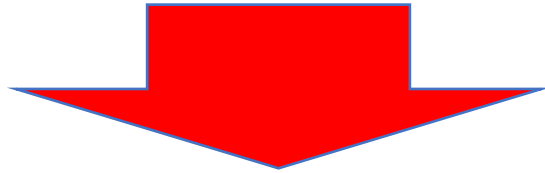
- ①工事現場の労災保険(現場労災)
- ②工事現場以外での事務所や作業場等の労災保険(事務所等労災)

○こんなことはありませんか？



資材置き場や倉庫で従業員が怪我をした・・

経理の事務員さんを雇っている



「事務所等労災」に加入しなければなりません！！



厚生労働省及び埼玉労働局より、「事務所等労災」について適切に加入をするように指導がありました。

○「事務所等労災」が必要な例

- ・特定の工事現場に関係がない資材置場や倉庫での片付け・整理作業
(道具や機械工具のメンテナンス等・定期清掃も含む)
- ・所属事業所の営繕作業、災害復旧作業、除雪作業
- ・営業や経理などの事務作業
- ・見積書作成のため取引先への現場状況確認(工事契約前)



「事務所等労災」が必要な理由は、現場労災では、上記のような特定の工事とは関係ない資材管理作業や、工具等のメンテナンス作業等での事故に対して労災保険の補償がない場合があるためです。

※特定の建設工事の準備や片付けなどは現場労災の対象になります

《注意点》

- ・事務職の従業員を雇用していなくても、現場従事者が特定の工事現場に付随しない業務に従事する見込みがある場合は、事務所労災が必要です。
- ・保険料は、特定の工事現場に付随しない業務に従事した部分の賃金から算出します。

現場関連業務以外を行う際は「事務所等労災」に加入しよう

「事務所等労災」に加入しなくてはならないか確認しましょう

①雇用している従業員はいますか？

はい！

いいえ！

加入の必要ありません

②特定の工事現場に付随しない業務はありますか？

《特定の工事現場に付随しない業務とは？？》＝元請会社を特定できない業務

- ・事務所や作業場等で、どこか特定の現場にのため以外の業務（掃除や整理整頓、工具や機械のメンテナンス等）
- ・事務所や作業場等の災害復旧・営繕作業・除雪作業
- ・営業や経理等の事務作業
- ・契約前の見積書作成のための現場確認等・・・など（一例です）

はい！

いいえ！

加入の必要ありません

③上記②の業務に労働者が従事していますか？

はい！

いいえ！

「事務所等労災」に加入する必要があります。速やかに加入手続きをしましょう。

現状は必要ありませんが、その業務をさせることがありましたら、加入手続きをお願いします。

地本事務所にご連絡ください！
ご説明・お手続きします！

「事務所等労災」の保険料目安

「事務所等労災」の保険料は、特定の工事現場に付随しない業務に従事した部分の賃金額を算定し、そこに保険料率 $\frac{3}{1000}$ をかけます。

※特定の建設工事に関係ない、事務作業・作業場等での片付けや整理等の業務

○現場従事者が現場に付随しない業務を行う場合

現場従事する従業員が、特定の建設工事に関係ない、事務作業・作業場等での片付けや整理等の業務を行った部分の賃金額に保険料率をかけます。

賃金額	保険料
50万円	1,500円
40万円	1,200円
30万円	900円
20万円	600円
10万円	300円

※別途手数料 3,300円 概算保険料3万以上は5,500円

○事務員さんを雇用している場合

事務員さんの賃金全額に保険料率をかけます。

事務員賃金総額	保険料
500万円	15,000円
400万円	12,000円
300万円	9,000円
200万円	6,000円

※別途手数料 3,300円 概算保険料3万以上は5,500円

○事業主が事務所等労災の特別加入する場合

事業主が上記業務を行う場合は、特別加入で適用します。

給付基礎日額	保険料
12,000円	13,140円
10,000円	10,950円
6,000円	6,570円
3,500円	3,831円

※別途手数料 1,100円